

1 令和6年3月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

2 令和4年(ワ)第12号 地位確認等請求事件

3 口頭弁論終結日 令和6年2月20日

4 **判 決**

5 当事者の表示：別紙「当事者目録」のとおり

6 **主 文**

- 7 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
8 2 訴訟費用は原告らの連帯負担とする。

9 **事 実 及 び 理 由**

10 第1 請求(訴訟物)

- 11 1 原告章文が、被告に対し、阿智村水道事業給水条例(昭和49年3月11日
12 条例第7号)所定の料金額を支払うことなく、水道を利用できる契約上の地位
13 にあることを確認する(水道を利用できる契約上の地位の存否)。
14 2 被告は、原告章文に対し、114万7300円(修繕工事費用相当額)及び
15 これに対する令和4年4月23日(訴状送達日翌日)から支払済みまで年3%
16 の割合による金員(民法所定の割合による遅延損害金)を支払え(不法行為に
17 基づく損害賠償請求権)。
18 3 被告は、原告らに対し、各20万円(慰謝料)及びこれに対する令和4年4
19 月23日(訴状送達日翌日)から支払済みまで年3%の割合による金員(民法
20 所定の割合による遅延損害金)を支払え(不法行為に基づく損害賠償請求権)。

21 第2 前提事実(証拠等の掲記がない事実は当事者間に争いがない事実である。)

22 1 当事者

- 23 (1) 原告らは、園原部落(長野県下伊那郡阿智村智里に居住する世帯で構成され
24 る自治集落)に居住し、同部落を給水区域とする園原簡易水道を利用していた
25 (ただし、水道契約の名義者は原告章文の父である亡熊谷典章であった。)
26 (2) 被告は、水道法6条・阿智村水道事業給水条例に基づき、園原簡易水道を管

1 理・運営する水道事業者である。

2 2 園原簡易水道の新設

3 (1) 昭和43年頃、日本道路公団が行なった中央自動車道恵那山トンネルの掘削
4 工事の影響により、園原部落の井戸水等の水源が枯渇する事態が生じ、公共水
5 道施設の新設が必要となった。

6 (2) 被告は、長野県に対し、昭和46年3月29日、園原簡易水道の新設認可を
7 申請し、同年8月17日、同水道の新設工事に着工し、同年10月1日、同水
8 道の給水工事に着工し、昭和47年10月頃、同水道が新設された。(甲1、
9 17、乙1、15、24)

10 3 日本道路公団による園原部落の水源枯渇に対する補償

11 (1) 被告と日本道路公団は、昭和47年10月17日、以下の内容の「園原渇水
12 害補償に関する覚書」と題する書面(以下「本件覚書」という。)を取り交わ
13 した。(甲12、乙22の2)

14 ア 第1項 被告が布設する園原簡易水道の管理運営については被告の責任にお
15 いて行うこと。

16 イ 第2項 日本道路公団の補償基準は永久補償であるので、日本道路公団の今
17 後の施工(将来車線も含む)に際して、既設の井戸水の枯渇による補償はあり
18 得ないものであること。

19 ウ 第3項 既設の給水施設については放棄するものとする。

20 (2) 園原部落の住民である熊谷勝男外15名の代理人阿智村村長原孝平(本項に
21 限り、以下「甲」と表記する。)と日本道路公団は、昭和47年10月21日、
22 以下の内容の補償契約(以下「本件補償契約」という。)を締結した。(乙2
23 2の2)

24 ア 第1条 日本道路公団は、園原簡易水道施設に対する補償金として、580
25 万円を甲の提出する請求書に基づき遅滞なく支払うものとする。

26 イ 第2条 甲は、前条の金額以外には園原簡易水道施設について生ずる損失に

1 ついて一切補償の請求をしないものとする。

2 ウ 第3条 甲は、この契約について第三者から異議の申立てがあったときは、
3 責任をもって解決するものとする。

4 エ 第4条 日本道路公団は、この契約書の作成に必要な費用を負担するものと
5 する。

6 (3) 被告は、阿智村議会に対し、昭和48年3月23日、一般寄付金として58
7 0万円を計上した昭和47年度阿智村一般会計補正予算を提出した。(乙32
8 の3枚目)

9 4 園原簡易水道の維持管理及び補償費の支払

10 (1) 被告と園原部落の住民である熊谷操・田中義幸・熊谷孝志の3名(以下「熊
11 谷操ら」という。)は、昭和52年度以降、園原簡易水道の維持管理に関する
12 業務委託契約(以下「本件業務委託契約」という。)を締結してきた。本件訴
13 訟で提出された契約書に基づく受託者及び業務委託料の額は以下のとおりであ
14 る。(甲14、乙9、18~21)

15 なお、①昭和53年度から平成4年度まで、②平成10年度から平成15年
16 度まで、③平成21年度から平成22年度まで、④令和4年度以降の契約書は
17 提出されていない。

18 ア 昭和52年度：熊谷操・1か月1万5000円(乙9)

19 イ 平成5年度から平成9年度まで：熊谷操・年額52万5000円(施設管理
20 費36万円+管理補償費16万5000円)(乙18)

21 ウ 平成16年度から平成20年度まで：田中義幸・年額52万5000円(甲
22 14)

23 エ 平成23年度から平成27年度まで：熊谷操・年額52万5000円(施設
24 管理費36万円+管理補償費16万5000円)(乙19)

25 オ 平成28年度から令和2年度まで：熊谷孝志・年額36万円(乙20)

26 カ 令和3年度：熊谷孝志・1時間926円(乙21)

1 (2) 被告は、熊谷操らに対し、本件業務委託契約に基づく所定の業務委託料（以
2 下「本件業務委託料」という。）を支払ってきたところ、昭和61年度から平
3 成27年度までの本件業務委託料については、所定の施設管理費に加え、補償
4 費16万5000円（以下「本件補償費」という。）を支払ったものとして取
5 り扱ってきたが、平成28年度から本件補償費の支払を取り止めた。（甲3、
6 乙14）

7 5 給水停止、本件訴訟に至る経緯

8 (1) 原告章文は、本件補償費のみならず熊谷操らが受け取ってきた施設管理費も
9 含む本件業務委託料全額が園原部落に返還されるべきであり、熊谷操らが園原
10 部落に返還されるべき金銭を横領したとの疑念を抱き、令和3年8月12日、
11 原告章文が代表者を務める園原部落会（園原部落とは異なり、地方自治法26
12 0条の2第1項の規定により、被告村長の認可を受けた地縁による団体）を原
13 告として、熊谷操らに対し、損害賠償を求める別件訴訟（長野地方裁判所飯田
14 支部令和3年（ワ）第59号損害賠償請求事件）を提起した。（別件訴訟にお
15 いて当裁判所に顕著な事実）

16 (2) 原告章文は、上記横領や本件補償費が支払われなくなったことなどを理由と
17 して、令和2年2月から、阿智村水道事業給水条例所定の水道料金を取立て支
18 払っていない。

19 (3) 被告は、令和2年7月、原告章文邸前の村道下に敷設されている園原簡易水
20 道の配水管に止水栓（別紙図面の「A止水栓」、乙8の2）を設置する工事を
21 行なった。

22 (4) 被告は、原告章文に対し、令和3年10月29日、水道法15条3項・阿智
23 村水道事業給水条例34条に基づき、給水停止処分執行書（甲5）を交付した
24 上、原告章文邸敷地内の量水器（別紙図面の「①量水器」）を撤去した。

25 (5) 被告は、令和3年11月8日又は9日、上記（3）の止水栓を閉じた。これ
26 により、園原簡易水道から原告章文邸への給水が完全に停止した（以下「本件

1 給水停止」という。)

2 (6) 原告らは、令和4年4月8日、本件訴訟を提起した。本件訴訟と別件訴訟に
3 ついて、いずれも令和6年3月27日に判決言渡しの予定である。(別件訴訟
4 により当裁判所に顕著な事実)

5 第3 争点 (立証責任は全て原告らにある。)

6 1 園原簡易水道新設に至る経緯や園原部落に対する本件補償費支払及び取止め
7 に至る経緯から、原告章文が水道料金を支払わずに、水道を利用できる契約上
8 の地位にあるかどうか (争点1)。

9 2 本件給水停止の違法性 (争点2)

10 3 損害の発生及びその額 (争点3)

11 第4 争点に関する当事者の主張

12 1 争点1

13 (1) 原告らの主張

14 ア 園原簡易水道は、日本道路公団の工事の影響によって園原部落の水源が枯渇
15 したことにより、日本道路公団の補償によって新設されたものである。そして、
16 園原部落の住民は、もともと井戸水等の水源によって生活しており、水道を利
17 用して水道料金を支払うという生活をしていなかったことから、園原簡易水道
18 が新設された後も水道料金を支払っていなかった。

19 ところが、被告は、昭和60年に全村水道化を実現するに当たり、園原部落
20 の住民に対しても、一律に水道料金の支払を求めてきた。

21 これに対し、園原部落から、園原簡易水道新設の経緯等を説明して交渉した
22 ところ、被告と園原部落との間で、園原部落の住民からも一旦は水道料金を徴
23 収することになるが、水道料金から経費を控除して園原部落名義の口座に返還
24 する旨の合意が成立した。

25 イ 被告は、上記合意に基づき、園原部落に対し、昭和61年度から平成27年
26 度まで、補償費という名目で、16万5000円 (本件補償費) を支払い続け

1 てきたが、平成28年度から本件補償費の支払を取りやめた。

2 ウ 以上の園原簡易水道新設に至る経緯や園原部落に対する本件補償費支払及び
3 取止めに至る経緯によれば、水道の利用と水道料金の支払との間に履行上の牽
4 連関係を認めなくても公平性を欠くことにはならないから、原告章文は、水道
5 料金を支払わずに、水道を利用できる契約上の地位にあるというべきである。

6 (2) 被告の主張

7 原告らの主張は否認又は争う。

8 水道事業は、水道料金収入を主たる経営財源とするものであり、水道の利用
9 と水道料金の支払との間に履行上の牽連関係があることは明らかである。そし
10 て、一部の利用者について水道料金の不払を認めつつ水道の利用を許すことは、
11 他の利用者との間における公平性を欠くことになる。

12 よって、原告章文が水道料金を支払わずに、水道を利用できる契約上の地位
13 にあるとは認められない。

14 2 争点2

15 (1) 原告らの主張

16 争点1で主張したとおり、原告章文は、水道料金を支払わずに、水道を利用
17 できる契約上の地位にあるから、本件給水停止は違法である。

18 (2) 被告の主張

19 原告らの主張は否認又は争う。

20 被告は、原告章文が水道料金を支払わないため、法令の定めに基づく措置を
21 執ったものであり、本件給水停止は適法である。

22 3 争点3

23 (1) 原告らの主張

24 ア 修繕工事費用相当額：114万7300円（甲10）

25 イ 慰謝料：各20万円

26 (2) 被告の主張

1 原告らの主張は否認又は争う。

2 第5 当裁判所の判断

3 1 認定事実

4 (1) 園原簡易水道新設及び水道料金徴収に至る経緯等

5 ア 園原部落の住民は、元来井戸水等の水源によって生活しており、公共水道に
6 よらなくても生活が可能であった。(甲17、原告章文本人)

7 イ 昭和43年頃、日本道路公団が行なった中央自動車道恵那山トンネルの掘削
8 工事の影響により、園原部落の井戸水等の水源が枯渇する事態が生じ、公共水
9 道施設の新設が必要となった。(前提事実2(1))

10 ウ 被告は、昭和46年3月25日、阿智村園原水道給水条例を公布・施行して
11 園原部落の水道料金の月額を10^m当たり670円と定めた。(乙6)

12 エ 被告は、長野県に対し、昭和46年3月29日、園原簡易水道の新設認可を
13 申請し、同年8月17日、同水道の新設工事に着工し、同年10月1日、同水
14 道の給水工事に着工し、昭和47年10月頃、同水道が新設された。(前提事
15 実2(2))

16 オ 被告と日本道路公団は、昭和47年10月17日、上記イの水源枯渇の補償
17 に関する本件覚書を取り交わした。(前提事実3(1))

18 カ 園原部落の住民である熊谷勝男外15名の代理人阿智村村長原孝平と日本道
19 路公団は、昭和47年10月21日、園原簡易水道施設に対する補償金として
20 580万円を支払う旨の本件補償契約を締結した。(前提事実3(2))

21 キ 被告は、阿智村議会に対し、昭和48年3月23日、一般寄付金として58
22 0万円を計上した昭和47年度阿智村一般会計補正予算を提出した。(前提事
23 実3(3))

24 ク 被告は、昭和47年度から、園原簡易水道の水道料金の徴収を開始したが、
25 水道料金の月額については、上記ウで定めた10^m当たり670円ではなく、
26 10^m当たり250円であった。(甲1の10頁、乙7、10の4枚目)

1 ケ 被告は、園原簡易水道の水道料金の月額について、①昭和55年4月1日か
2 ら10㎡当たり340円、②昭和59年4月1日から10㎡当たり570円、
3 ③昭和62年4月1日から8㎡当たり700円（被告の全村水道化に伴う一律
4 料金）に値上げしたが、園原部落の住民の中には、同水道は、日本道路公団が
5 上記イの水源枯渇に対する補償として新設したものであり、同水道の水道料金
6 も当然補償として無料であると考え、これを滞納する者も相当数いた。（甲1
7 3、乙10の4・9枚目、11、12の2枚目、13の5枚目、14、23、
8 26～30、証人矢澤敏勝、原告章文本人）

9 (2) 本件補償費支払及び取止めに至る経緯等

10 ア 被告は、前記(1)イの水源枯渇に起因して園原簡易水道の水道料金を支払
11 わざるを得なくなった園原部落の住民に対する被告独自の救済措置として、上
12 記水道料金を減免することはできないため、昭和61年度から、熊谷操らに支
13 払うべき本件業務委託料について、所定の施設管理費に加え、園原部落に対す
14 る補償費16万5000円（本件補償費）を支払ったものとして取り扱い、実
15 質的に上記水道料金を減免する措置を開始した。（前提事実4(2)、甲3、
16 4の1、乙14、証人矢澤敏勝）

17 イ 平成27年度被告生活環境課課長矢澤敏勝は、本件補償費の取扱いに関する
18 原告章文の申出を契機として、本件補償費支払に至る経緯を調査したところ、
19 上記アのおおりの結論に達し、本件補償費の今後の在り方について、①平成8
20 年度に園原簡易水道拡張（配水池増設）工事（乙43、45）を日本道路公団
21 からの補償金なしで約2000万円を掛けて行なったこと、②園原簡易水道が
22 建設から43年経過し、今後改修工事に多額の費用がかかる見込みであること、
23 ③今後も救済措置を継続することは他の簡易水道利用者との関係から不適切で
24 あることから、平成28年度から本件補償費の支払を取り止める方向で園原部
25 落と協議したい旨の同年3月11日付け報告書を作成した。（乙14、23、
26 証人矢澤敏勝）

1 ウ 被告は、上記イの報告書の内容も踏まえ、平成28年度から本件補償費の支
2 払を取り止めた。(前提事実4(2)、甲3、4の2、乙14、証人矢澤敏勝)

3 (3) 本件給水停止に至る経緯

4 ア 被告は、原告章文が令和2年2月から水道料金を支払わなくなったことから、
5 同年7月、原告章文邸前の村道下に敷設されている園原簡易水道の配水管に止
6 水栓を設置する工事を行なった。(前提事実5(2)、(3)、原告章文本人)

7 イ 被告は、原告章文に対し、令和3年10月8日付け給水停止予告通知書によ
8 り、指定期日までに水道料金を支払うよう求めた。(甲5)

9 ウ 被告は、原告章文に対し、令和3年10月29日、水道法15条3項・阿智
10 村水道事業給水条例34条に基づき、給水停止処分執行書を交付した上、被告
11 が原告章文邸敷地内に設置した量水器を撤去した。(前提事実5(4)、原告
12 章文本人)

13 エ 被告は、上記ウの量水器を撤去した後も、原告章文邸への給水が継続されて
14 いる様子が認められたこと(別紙図面の「B止水バルブ」から「配水管」(温
15 水器接続)へ通じる配水管により給水が継続されていたが、当時、被告は同配
16 水管の存在を認識していなかった。)から、令和3年11月8日又は9日、上
17 記アの止水栓を閉じた。これにより、園原簡易水道から原告章文邸への給水が
18 完全に停止した(本件給水停止)。(前提事実5(5)、原告章文本人)

19 2 争点に対する判断

20 (1) 争点1に対する判断

21 ア 認定事実(1)のとおり、園原部落の住民は、井戸水等の水源によって生活
22 していたが、日本道路公団の工事の影響によって水源が枯渇したことに起因し
23 て、やむなく昭和47年10月頃に新設された園原簡易水道を利用し、水道料
24 金を支払わざるを得なくなったものである。そして、①同年10月17日に上
25 記水源枯渇の補償に関する本件覚書が取り交わされ、②同月21日には日本道
26 路公団が園原簡易水道施設に対する補償金として580万円を支払う旨の本件

1 補償契約が締結され、③同年度の昭和48年3月23日には一般寄付金580
2 万円を含む補正予算が阿智村議会に提出されたという事実経過に照らせば、園
3 原簡易水道は、実質的には、園原部落の水源枯渇に対する日本道路公団による
4 補償として新設されたものと認められる。そして、園原簡易水道の水道料金の
5 徴収についても、当初の10m³当たり670円ではなく、10m³当たり250
6 円と大幅に減額されており、園原部落の住民に対する優遇措置であったと推認
7 される。

8 もっとも、園原簡易水道の料金も徐々に値上げされ、被告の全村水道化に伴
9 い、昭和62年4月1日から8m³当たり700円の一律料金となる一方で、園
10 原部落の住民の中には、上記園原簡易水道の新設に至る経緯から、同水道の水
11 道料金も当然補償として無料であると考え、これを滞納する者も相当数いたも
12 のである。

13 イ 以上の経緯の下、認定事実(2)のとおり、被告は、園原簡易水道の水道料
14 金を支払わざるを得なくなった園原部落の住民に対する被告独自の救済措置と
15 して、昭和61年度から、熊谷操らに支払うべき本件業務委託料について、所
16 定の施設管理費に加え、園原部落に対する補償費16万5000円(本件補償
17 費)を支払ったものとして取り扱い、実質的に上記水道料金を減免する措置を
18 開始し、平成27年度まで、本件補償費の支払を継続してきたものである。

19 もっとも、被告は、本件補償費の取扱いに関する原告章文の申出を契機とす
20 る調査の結果、今後も救済措置を継続することは他の簡易水道利用者との関係
21 から不適切であることなどを理由に、平成28年度から本件補償費の支払を取
22 り止めるに至ったものである。

23 なお、以上の事実経過に照らせば、遅くとも、本件補償費の支払が開始され
24 るまでに、被告と園原部落との間で、水道料金に関する何らかの密約があった
25 ものと推認されるが、その具体的内容は定かではない。

26 ウ 園原簡易水道新設及び水道料金徴収に至る経緯、本件補償費支払及び支払取

1 止めに至る経緯は以上のおりであり、概ね原告らの主張と合致するものであ
2 る。

3 しかし、だからと言って、原告章文が、水道料金を支払わずに、水道を利用
4 できる契約上の地位にあるというのは論理の飛躍がある。原告章文自身、令和
5 2年1月までは水道料金を支払っていた上、上記経緯から現在も水道料金を支
6 払っていない者は原告章文以外にいないというのであり（原告章文本人）、原
7 告章文のみ水道料金を支払わずに水道を利用できるとすれば、他の水道利用者
8 との公平性を欠くことは明らかである。

9 したがって、原告らの主張は採用できない。

10 (2) 争点2に対する判断

11 争点1に対する判断のおり、原告章文が、水道料金を支払わずに、水道を
12 利用できる契約上の地位にあるとは認定できない以上、本件給水停止は法令に
13 基づく適法な措置である。

14 なお、原告らは、当初、本件給水停止の態様として、水道管の物理的切断が
15 あったと主張していたが、認定事実(3)のおり、本件給水停止の態様は、
16 被告が原告章文邸敷地内に設置した量水器を撤去した上、被告が原告章文邸前
17 の村道下に敷設されている園原簡易水道の配水管に設置した止水栓を閉じた
18 というものであり、水道管の物理的切断の事実は認められない。

19 また、原告章文は、いきなり本件給水停止に至ったなどと供述するが、認定
20 事実(3)のおり、水道料金の不払から本件給水停止まで、1年半以上もの
21 猶予期間があった上、令和3年10月8日付けで給水停止の予告通知もなされ
22 ているから、手続的正義に欠けるところもなく、上記供述は採用できない。

23 第6 結論

24 よって、争点3について判断するまでもなく、原告らの請求は、いずれも理
25 由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担について、民事訴訟法65条
26 1項ただし書、61条を適用して、主文のおり判決する。

1

2 長野地方裁判所飯田支部

3

4

5

6

裁判官

前澤 利明



(別紙)

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17

当 事 者 目 録

長野県下伊那郡阿智村智里3643番地のイ

原 告 熊 谷 章 文
(以下「原告章文」という。)

長野県下伊那郡阿智村智里3643番地のイ

原 告 熊 谷 美 代 子

長野県下伊那郡阿智村智里3643番地のイ

原 告 熊 谷 美 紀

上記3名訴訟代理人弁護士 木 嶋 日 出 夫

上記3名訴訟代理人弁護士 松 村 文 夫

長野県下伊那郡阿智村駒場483番地

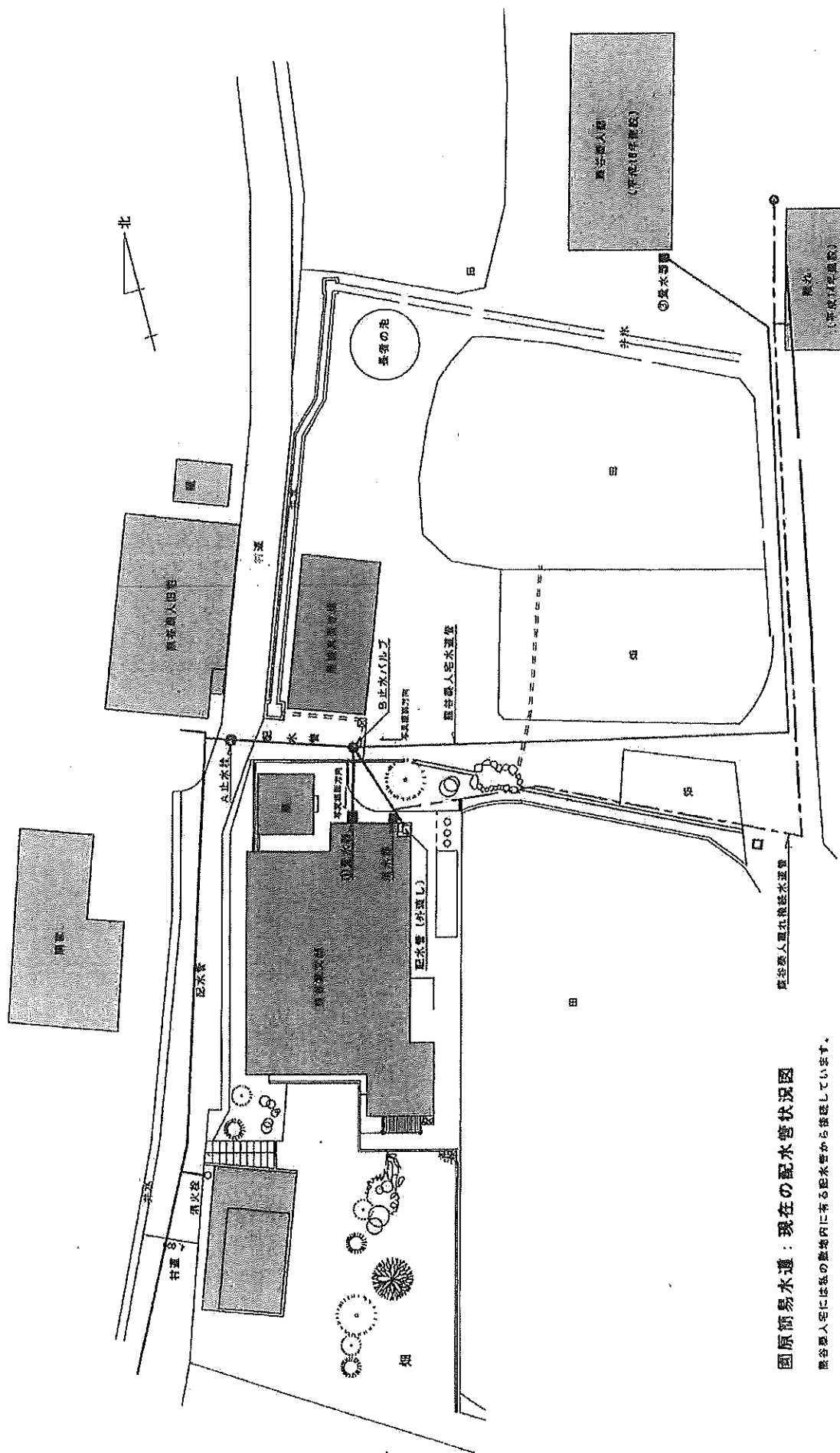
被 告 阿 智 村

同 代 表 者 村 長 熊 谷 秀 樹

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 下 平 秀 弘

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 諏 訪 卓 也

以上



熊谷製薬工場：現在の配水管状況図

熊谷製薬工場には私の敷地内にある配水管から接続しています。

これは正本である。

令和6年3月27日

長野地方裁判所飯田支部

裁判所書記官 中 澤 乙 見

